

「ASEAN におけるプライバシーデータ規制」  
—個人情報保護法とデータローカライゼーションの最新動向—

国際機関日本アセアンセンター

2018年5月25日のEU一般データ保護規則(GDPR)発効と前後して、世界各国において個人情報の域外移転制限(データローカライゼーション)を含む個人情報保護規制の流れが強まっています。

我が国日本においても、2017年改正以来3年ぶりとなる個人情報保護法の改正が来年に迫っており、個人データの削除義務の追加や罰則の厳格化等、様々な面で規制を強化することが予定されています。

このような国際情勢の中、プライバシーデータ規制は、ASEAN諸国においても、急速に強まりを見せています。ASEAN加盟国中、シンガポール、マレーシア、フィリピンの3ヶ国においては、以前より個人情報保護に関する統一法が成立・施行されており、当局による摘発、執行は益々活発になっています。また、2019年5月には、新たにタイにおいて、同国史上初となる個人情報保護法が成立・施行され、同国において個人情報を取り扱う全ての事業者が、新法に従った対応を迫られています。さらに、2018年12月にはインドネシアで特定の個人情報について域外移転制限を定める政令が発効し、2019年1月には、同様に域外移転制限規定を含むベトナムサイバーセキュリティ法が施行されるなど、ASEAN地域におけるプライバシーデータ規制およびデータローカライゼーションの導入は、かつてない速度で進んでいます。

これらの動向は、ASEAN諸国においてビジネスを行う日本企業にとって大きな影響を及ぼし、これまで通りのビジネスを遂行していても、気づかぬうちに違法な行為をしてしまっている可能性があります。

本セミナーでは、ASEAN諸国のプライバシーデータ規制について、ASEAN諸国にて執務している弁護士2名が、規制の内容をわかりやすく解説し、執行事例を含む各国の最新動向をアップデートします。

講演の際に皆様のご関心にできる範囲で対応したいと思っておりますので、皆様のご関心事項/ご質問を申し込みの際にご記入ください。皆様の参加をお待ちしております。

日時	2019年12月3日(火) 14時00分~15時30分(受付開始:13時30分)
場所	日本アセアンセンター アセアンホール 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル 1階
講師	弁護士法人 One Asia 弁護士 伊奈 知芳(One Asia Lawyers シンガポールオフィス) 弁護士 小出 将夫(One Asia Lawyers タイ・東京オフィス)
主催	国際機関 日本アセアンセンター
対象	ASEAN地域に進出済み/進出検討中の企業の方 企画・海外部門・法務を担当されている方を対象としています。
定員	100名 ☆定員を超えるお申込みがあった場合には上記の対象者を優先の上、抽選をおこないます。 ☆講師の方と同業の方のお申し込みはご遠慮ください。
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 <a href="https://data.asean.or.jp/form/seminar/app_seminar.aspx?id=97692409">https://data.asean.or.jp/form/seminar/app_seminar.aspx?id=97692409</a> 受講者には受講票を発行いたします。
問い合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資クラスター TEL:03-5402-8006 <a href="https://www.asean.or.jp/ja/invest/">https://www.asean.or.jp/ja/invest/</a>

☆ 当日は会場受付にて受講票とお名刺1枚をご提供ください。

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。